

# 組合員の排水測定実施 全鍍連



全国鍍金工業組合連合会は、組合員が年2回自主的にホウ素などの排水測定を実施し、測定データを各所属組合に報告、連合会でデータを蓄積することを決めました。全鍍連でデータを分析・検討し、水質汚濁防止法および下水道法に基づく水質基準順守活動強化の一助とすると同時に、3年後の暫定排出基準見直しの際の実情データとしても活用する方針です。

水質汚濁防止法の有害物質に追加指定されているホウ素などの排水濃度測定は、定期的に行うことが法律で定められているものの、実施は自治体の裁量に任されています。それゆえ回数、内容とも統一されていない状態で、全鍍連、各所属組合としてもデータ収集を実施していないことから、実態把握が困難な状態になっていました。

このため、このほど環境対策委員会を開き、早急に年2回のデータ収集に乗り出すことを決めました。まず組合員は原則3月ごろと9月ごろに測定を実施し、1ヵ月後には各組合にデータを提出していきます。組合はその1ヵ月後にはデータを一定様式で電子媒体化して全鍍連に報告し、その集計データを環境対策委員会で分析・検討していきます。

環境省は01年6月に水質汚濁防止法の有害物質にホウ素などの追加設定を行いました。直ちに一律排水基準を達成することが困難な40業種には今年6月末までの暫定排水基準を設定しました。7月からはホウ素で1リットル当たり50ミリグラムから70ミリグラムなどと電気メッキ業の新暫定排水基準がスタートしています。再び3年後には暫定基準の見直しが行われる方向で、全鍍連として収集するデータを有力ツールとして国に実情を訴えることにしています。

資料:2004年8月19日付 日刊工業新聞 p.18

機器分析箇所 有賀 久枝

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 下水道法第20条に基づく水質検査   | 8 委託試験・研究・開発          |

